

目黒区医療的ケア児支援関係機関協議会設置要綱

平成30年3月13日付け目健障第7707号決定

(設置目的)

第1条

経管栄養、痰の吸引、人工呼吸器の装着等医療的ケアを要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉等の各関連機関との連絡調整を行うための体制を整備するため、医療的ケア児支援関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整及び情報共有に関すること。
- (2) 医療的ケア児の支援に係る連携作りに関すること。
- (3) その他医療的ケア児の支援に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる概ね20名程度の委員をもって組織する。

- (1) 保健医療機関に従事する者
- (2) 障害福祉関係に従事する者
- (3) 教育関係に従事する者
- (4) 行政機関に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者団体が推薦する者
- (7) 医療的ケア児の家族

(会長と副会長)

第4条 協議会には会長と副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、障害福祉課身体障害者相談係に置く。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会議の公開)

第8条 会議、会議録及び資料は、公開とする。
ただし、協議会が公開することが適当でないと認めるときは、公開しないことができる。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。